

2021年度新潟大学大学間交流協定校への交換留学第Ⅱ期募集

新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航を伴う留学について

2021年11月8日

2021年11月15日更新

新潟大学（以下、「本学」という。）では、海外留学の実施にあたり学生の皆さんの安全を最優先とし、留学先国・地域について、外務省から危険情報（感染症危険情報を含む）「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上が発出されている場合、留学プログラムを中止又は延期することを原則としています。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、11月15日現在、外務省は全世界に対して感染症危険情報レベル2以上を発出しています。ワクチン接種率の向上や感染状況の改善を受けて対面授業での留学生受入れを再開する国・地域が増えている一方で、世界的なパンデミックは続いており、一度感染状況が落ち着いた地域での再度の感染拡大も見られています。このような状況から、本学では現在、「新潟大学における新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針」に従って、「海外留学・旅行」について「全て禁止」としています。

ただし、国内外において感染症に対する対応策が蓄積されてきていること等を踏まえ、留学により得られる教育効果と渡航によるリスクを総合的に考慮し、大学間交流協定に基づく協力体制がある交換留学については、大学で定める条件をすべて満たす場合に限り、例外的に渡航を認める特例措置を設けることとなりました。協定に基づく協力体制がある場合でも、現状、渡航を伴う海外留学は依然として大きなリスクを伴います。特例措置が適用されるためには、留学先の受入状況、感染防止対策、医療提供体制などの条件をすべて満たすとともに、留学を希望する学生の皆さん自身が十分にリスクを理解した上、自ら情報収集し、できる限りリスクを抑えるための対策を取っていることを確認しなければなりません。

大学間交流協定校への交換留学については、原則として、派遣開始日（協定校が指定していない場合は学期開始日）の3か月前に派遣可否判断を行います。詳細については、学内選考を通過し派遣候補者となった方に別途お知らせします。

交換留学を目指す学生の皆さんにおかれては、留学先国・地域では自分自身で安全を確保しなければならないことを十分に理解いただき、積極的な情報収集に努めていただくようお願いします。

記

1. 特例措置の対象

以下についてすべて該当する大学間交流協定校への交換留学が特例措置の対象となります。

- ① 実際の派遣期間が3か月以上であること
- ② 派遣先国・地域について、外務省危険情報が「レベル1：十分注意してください。」以下であること。
- ③ 派遣先国・地域について、外務省感染症危険情報が「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」又は「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」であり、その事由が新型コロナウイルス感染症の影響であること。

2. 特例措置の適用条件

以下の条件をすべて満たすことができた場合、特例的に派遣可となります。

(1) 派遣先国・地域	・ 日本からの入国制限がなく（留学に必要な査証の発行を含む）、入国条件に大きな支障がないこと。
-------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> 国内での行動制限がない、または、制限がある場合も日常生活に支障がないこと。 現地の感染状況及び医療提供体制が十分整っているかについて確認できていること。
(2) 派遣先大学	<ul style="list-style-type: none"> 派遣先大学が留学生を受入れ可能としており、当該学生の入学を許可していること。 感染拡大防止対策が取られており、感染が疑われる又は感染した留学生への支援体制があること。
(3) 学生	<ul style="list-style-type: none"> 現状での海外渡航には様々なリスクを伴うことについて理解した上で、本人及び保護者等保証人が渡航による留学を強く希望していること。 「新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル2以上に指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目」について確認し、内容について理解していること。 本学が指定する海外留学保険及び危機管理サービスに加入し、本学が指示する事項を遵守することを誓約すること（本人及び保護者等保証人がそれぞれ自署・押印の上、誓約書を提出）。 原則として、新型コロナウイルスワクチン接種を2回完了していること。 留学交流推進課が実施する「海外渡航前安全管理オリエンテーション」に必ず出席すること。
(4) 学生所属部局	<ul style="list-style-type: none"> 上記(1)～(3)について確認の上、渡航による留学が、当該学生の卒業・修了までの課程において教育上有益と認めること。

3. 派遣の中止・中断

特例的に派遣可となった場合も、以下のいずれかに該当した場合は派遣を中止・中断（途中帰国）します。

- (1) 危険情報がレベル2以上に引き上がった場合
- (2) 感染症危険情報がレベル4に引き上がった場合
- (3) 感染症広域情報、感染症スポット情報等で派遣先・国地域において渡航者の安全が確保できない、もしくは安全が確保できない状況が予想される場合
- (4) その他、再度の感染拡大等による医療提供体制の逼迫など派遣先国・地域の状況が著しく悪化し、正常なプログラムの実施、渡航者の日常生活に支障をきたす場合

4. (独) 日本学生支援機構による海外留学奨学金について

(独) 日本学生支援機構 (JASSO) の以下の海外留学奨学金は、派遣期間9か月以上のプログラムのみ奨学金支給を再開しており、現時点においては、9か月未満は奨学金支給対象となりませんのでご留意ください。

- ・海外留学支援制度（協定派遣）
- ・官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～

【関連ホームページ URL】

- 新潟大学における新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針
<https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/covid-19/>
- 文部科学省 HP
留学中・留学予定の日本人学生の皆さんへ
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00001.htm

新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル2以上に 指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目

- (1) 留学先国・地域における最新の感染状況を把握している。
- (2) 留学先国・地域への渡航手段がある。
- (3) 留学先国・地域に入国の可否及び入国に必要な手続きについて把握している。
- (4) 留学中の疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険（新潟大学が指定する学研災付帯海外留学保険。以下、「付帯海学」という。）に加入する。また、留学先大学が別途指定する保険への加入を求める場合は、「付帯海学」とあわせて加入する。
- (5) 新潟大学が指定する危機管理サービスに加入する。
- (6) 留学先国・地域への入国時における水際措置及び入国後取るべき行動について把握している。
- (7) 留学先国・地域で感染した場合（感染疑い含む）に取るべき行動、相談先機関・医療機関等を具体的に把握している。
- (8) 留学先国・地域で必要な生活物資が確保できる。
- (9) 留学先大学等において留学生の受け入れ体制が取られている。
- (10) 留学先大学等において学修を継続するための防疫措置がとられている。
- (11) 留学先国・地域における感染拡大抑止のための法令（マスクの着用等）を把握している。
- (12) 今後、留学先国・地域において（再）流行した際取るべき対応をシミュレーションしている。
- (13) 帰国時の防疫措置や帰国ルートについて確認する方法を把握している。
- (14) 留学先国・地域に渡航しないと当初の留学目的が達成できないこと。